

## 同一労働同一賃金についての取り組み

当社は「労使協定方式」を採用しております。

対象となる派遣労働者の範囲、有効期間については下記の通りです。

(対象となる派遣労働者の範囲)

派遣先で従事する従業員に適用します。

(有効期間)

有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とします。